

# エステティックサロン賠償責任保険

エステティックサロンで起こるさまざまなリスクからエステティックサロン経営者をサポートする保険です。

賠償責任保険(企業用)普通保険約款+各種特別約款+各種特約

美容ライト脱毛トリートメントも補償!

## ①-A エステティック行為によるお客さまへの賠償事故

(エステティック行為縮小支払限度額特約(美容ライト脱毛補償))

例) 美容ライト脱毛トリートメントの際に、お客さまの肌をやけどさせてしまった。

(対人・対物共通)  
1事故 500万円限度  
期間中 500万円限度  
免責 1事故 5万円

## ①-B エステティック行為によるお客さまへの賠償事故

(エステティック行為縮小支払限度額特約)

例) フェイシャルケアの際にお客さまの肌が損傷してしまった。

(対人・対物共通)  
1事故 1000万円限度  
期間中 1000万円限度  
免責 1事故 1万円

## ② エステティックサロン店舗管理上の賠償事故(施設所有(管理)者賠償責任保険)

例) エステティックサロン内の器材が倒れてお客さまがケガをしてしまった。

(対人・対物共通)  
1事故 1億円限度  
免責 なし

## ③ エステティックサロン店舗内でのお客さまのケガ(施設治療費用補償特約)

例) エステティックサロン内でお客さまが転倒。店舗には責任がなかったが治療費を負担した。

(対人のみ)  
1名 50万円限度  
1事故 50万円限度  
免責 なし

## ④ お客さまへの人格権侵害による賠償事故(人格権侵害補償特約(施設用))

例) お客さまの容姿についての発言により訴訟となり、損害賠償責任を負った。

1事故 50万円限度  
期間中 50万円限度  
免責 なし

## ⑤ 化粧品などの商品によるお客さまへの賠償事故(生産物賠償責任保険)

例) サロンが販売した化粧品に問題があり、使用したお客さまの肌が荒れてしまった。

(対人・対物共通)  
1事故 1億円限度  
期間中 1億円限度  
免責 なし

## ⑥ お客さまの預かり品への賠償事故(受託者賠償責任保険)

例) お客さまからお預かりしたコートを汚してしまった。

(対物のみ)  
1事故 50万円限度  
期間中 100万円限度  
免責 1事故 1万円

※現金、貴金属類は1事故15万円限度  
(期間中100万円限度)となります。

<保険期間:平成30年4月1日午後4時~平成31年4月1日午後4時まで>

一般社団法人 日本エステティック業協会 エステティックサロン賠償責任保険 窓口

取扱代理店 株式会社 エヌシーアイ<TEL03-3426-7757 FAX03-3426-9779>

【引受保険会社 Chubb 損害保険株式会社】

# 1. エステティック行為によるお客さまへの賠償補償

【エステティック行為縮小支払限度額特約、エステティック行為縮小支払限度額特約（美容ライト脱毛補償）】

## お支払いの対象となる事故

エステティックサロンの営業中に提供するサービス※<sup>1</sup>（美容ライト脱毛トリートメントを含む）に起因※<sup>2</sup>して、お客さまやその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金をお支払いします。

※<sup>1</sup>サロンが提供するサービスとは・・・

フェイシャルケア、痩身、美容ライト脱毛トリートメント、ボディケア、メイクアップ、ネイルケア、ケミカルピーリングのサービスとします。（医療行為に該当する施術は除く）

アートメイク、脚の矯正、カイロプラクティクスは除きます。

ケミカルピーリングはAHA濃度【10.0%（W/W）以下、ph3.0以上】の範囲とします。

まつ毛パーマ、まつ毛エクステンションは美容所として保健所に届け出を行い、美容師の資格を持った方が施術を行っている場合は補償の対象になります。

※<sup>2</sup>サロンが提供するサービスに起因する事故とは・・・

サービス提供中またはサービス提供後でサロンを退出後48時間以内に発見または発症したサロンが提供するサービスに起因した事故とします。

## お支払いする主な事故・損害

- ・ 美容ライト脱毛トリートメントをした際に、お客さまの肌をやけどさせてしまった。
- ・ フェイシャルケアをした際に、誤った化粧品を使用してしまいお客さまの肌が損傷してしまった。
- ・ ボディケアをした際に、オイルが肌に合わずお客さまの肌がかぶれてしまった。

※ 上記については施術行為と因果関係が明確な事故に限ります。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
美容ライト脱毛トリートメント による賠償責任	対人・対物賠償	1名 500万円限度 1事故 500万円限度	1事故につき 5万円
	期間中限度	1店舗につき 500万円限度	—

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
美容ライト脱毛トリートメント 以外のエステティック業務 による賠償責任	対人・対物賠償	1名 1000万円限度 1事故 1000万円限度	1事故につき 1万円
	期間中限度	1店舗につき 1000万円限度	—

## お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 脱毛施術などの機器を使用するサービスでの事故で、機器の欠陥等によって起こった事故。  
(メーカーのPL保険にて対応となります。)
- ・ 医療行為に該当する行為に起因する事故。
- ・ 事故の際にお客さまに返却した契約金。
- ・ エステティック行為の結果がお客さまの望んだ結果にならなかったことによる損害。
- ・ エステティック行為で使用する化粧品等の調剤等に起因する事故。
- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。

## 2. エステティックサロン店舗管理上の賠償補償

(施設所有(管理)者特別約款+漏水補償特約)

### お支払いの対象になる事故

エステティックサロンの施設の管理・業務(エステティック行為を除く)の遂行に起因し、お客さまやその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

#### お支払いする主な事故・損害

- ・ 窓際に置いてあった花瓶が落下して、お客さまの洋服を汚してしまった。
- ・ エステティックサロン内の器材が倒れて、お客さまがケガをしてしまった。
- ・ エステティックサロン内にて水が漏れ、階下のテナントに損害を与えてしまった。
- ・ 立て看板が転倒し、通行人がケガをしてしまった。
- ・ エステティックサロン内の機器につまずいて、お客さまがケガをしてしまった。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
施設賠償責任保険	対人・対物賠償	1名 1億円限度 1事故 1億円限度	なし

#### お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ エステティックサロン内の修理、改造、または取り壊し等に起因する損害賠償責任。
- ・ 昇降機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任。 など

#### お支払いする保険金

- (1) 法律上の賠償責任
  - ①身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
  - ②財物事故の場合・・・修理費、再調達費用(被害財物の時価額限度)
- (2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用
- (3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用



### 3. エステティックサロン店舗内でのお客さまのケガ

(施設治療費用補償特約)

#### お支払いの対象になる事故

賠償責任の有無にかかわらず、エステティックサロン内で第三者がケガをして医師の治療を受けた場合、ケガをした日から1年以内に要した治療費用をお支払いします。(ただし、エステティック行為※によるケガは除く)

※ エステティック行為とはフェイシャルケア、痩身、脱毛、ボディケア、メイクアップ、ネイルケア、ケミカルピーリングの施術行為のことをいいます。

#### お支払いする主な事故・損害

- ・ エステティックサロン内でお客さまが転倒しケガをした。店舗には責任がなかったが治療費を負担した。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
施設治療費用	対人賠償	1店舗につき 1名 50万円限度 1事故 50万円限度	なし

#### お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に起因する損害。
- ・ 心神喪失に起因する損害。
- ・ 被保険者または被保険者の指示による暴行等に起因する損害。
- ・ 美容ライト脱毛トリートメントを含むエステティック行為に起因する損害。

#### お支払いする保険金

- (1) 被害者がケガをした日から1年以内に要した治療費。
- (2) 事故発生時の緊急処置費用
- (3) 医師の治療を要する場合に必要な治療、手術、レントゲン、歯科治療、義手、義足等の費用
- (4) 必要な救急移送、入院、職業看護、葬儀の費用





## 5. 化粧品などの販売商品によるお客さまへの賠償事故

(生産物特別約款)

### お支払いの対象になる事故

エステティックサロンにて販売した商品に起因して、お客さまやその他の第三者の身体もしくは財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

### お支払いする主な事故・損害

- ・ エステティックサロンにて販売した化粧品の保存状況に問題があり、使用したお客さまの肌が荒れてしまった。
- ・ 化粧品販売時に使用方法を誤って説明したためにお客さまの肌に湿疹ができた。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
生産物賠償責任保険	対人・対物賠償	1名 1億円限度 1事故 1億円限度	なし
	期間中限度	全店舗合計 1億円限度	—

### お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 従業員が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ 被保険者が法令に違反して生産、販売または提供した商品等に起因する損害賠償責任。
- ・ 販売した商品に回収措置が講じられた場合に要した費用。 など

### お支払いする保険金

(1) 法律上の賠償責任

- ①身体事故の場合・・・治療費、通院費、慰謝料
- ②財物事故の場合・・・修理費、再調達費用(被害財物の時価額限度)

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処理費用

(3) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用

## 6. お客さまの預かり品による賠償補償

(受託者特別約款)

### お支払いの対象になる事故

エステティックサロンへご来店頂いたお客さまからの一時的な預かり品を店舗内で管理している間に、火災・盗難・紛失もしくは取り扱い上の不注意により損害を与えてしまったために、お客さまに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

### お支払いする主な事故・損害

- ・ お客さまからお預かりしたコートを汚してしまった。
- ・ お客さまからお預かりしたバッグを紛失してしまった。

	補償項目	保険金額 (支払限度額)	自己負担金 (免責金額)
受託者賠償責任保険	対物賠償	1事故限度額 50万円限度 現金・貴金属類は15万円限度	1事故につき 1万円
	期間中限度	全店舗合計 100万円限度	—

### お支払いの対象にならない主な事故・損害

- ・ 被害者との間に結んだ損害賠償に関する約定等により加重された損害賠償責任。
- ・ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任。
- ・ 従業員が行いもしくは加担した盗難に起因する損害賠償責任。
- ・ 預かり品の自然の消耗、性質、かしまたはねずみ喰い、虫喰いに起因する損害賠償責任。
- ・ クレジットカードやその他の預かり品の不正使用に起因する損害賠償責任。
- ・ 屋根、窓、通風筒等から入る雨または雪等に起因する損害賠償責任。
- ・ 損害額が証明できない現金、有価証券、印紙、貴金属等の預かり品の損害賠償責任。
- ・ 預かり品がお客さまに引き渡された後に発見された預かり品の損害賠償責任。 など

### お支払いする保険金

- (1) 修理費、再調達費用(被害財物の時価額限度)などの法律上の損害賠償金
- (2) 訴訟になった際の訴訟費用や弁護士費用

※ このパンフレットは概要を説明したものです。詳しくは下記引受保険会社もしくは取扱代理店にお問合せください。

【取扱代理店】

#### 株式会社 エヌシーアイ

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 4丁目7-6  
セイフピア3F  
TEL: 03-3426-7757  
FAX: 03-3426-9779  
<http://www.n-c-i.co.jp/>

【引受保険会社】

#### Chubb 損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号  
ガーデンシティ品川御殿山  
TEL: 03-6364-7070 (代)  
[www.chubb.com/jp](http://www.chubb.com/jp)

これはChubb損害保険株式会社(以下、「弊社」といいます。)の重要事項説明書です。  
ご契約、ご変更手続きの前に必ずお読みください。

## 賠償責任保険重要事項説明書

### 1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1)ご契約者または被保険者となる方は申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める★印の項目についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2)★印の項目について、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失等によりお申し出がない場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

### 2. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約者または被保険者となる方は申込書に記載された★印の項目に変更が発生した場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または弊社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

### 3. 重大事由による解除

弊社は以下のことが判明した場合、保険契約を解除することができます。また解除がなされるまでに生じた事故については、保険金を支払わないことがあります。

- (1)故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと。
- (2)保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3)暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- (4)上記(1)～(3)と同程度に弊社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 4. 重複契約(他の保険契約がある場合)について

補償内容が同様の保険(特約を含む)を他にも契約している場合、補償が重複することがあります。補償の対象となる事故が発生した場合は、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金を支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいたうえでご契約ください。このご契約の他に補償が重複する他契約がある場合で、弊社に保険金のご請求をいただいた場合は以下のように取扱います。(詳細は約款でご確認ください。)

- (1)他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合  
弊社のご契約金額の限度まで弊社にて全額お支払いします。損害額が弊社のご契約金額を超える場合は他の保険会社等へもご連絡ください。
- (2)他の保険契約等から保険金等が支払われた場合  
損害額から他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、弊社のご契約金額を限度とします。

### 5. 保険金のお支払時期

弊社は、保険金をお支払いするために必要な全ての書類をご提出いただくから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。(詳しくは約款をご参照ください。)

### 6. 先取特権

被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して被害回復を受けられる先取特権があります。

### 7. 「個人情報の取扱い」について

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

- (1)主な利用目的について
  - ①弊社または弊社のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
  - ②上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
  - ③損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
  - ④適正な保険金・給付金の支払
  - ⑤新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
  - ⑥その他お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

### (2)第三者への情報提供について

- 弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- ①法令に基づく場合
  - ②弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
  - ③再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合

- ④弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

### 8. 共同保険(複数の保険会社による引受け)

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務または事務を行っております。

### 9. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。このご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

保険金支払い	解約返れい金
破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払 (補償割合100%)	補償割合80%
3ヶ月経過後は、補償割合80%	

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については、弊社ホームページ

(www.chubb.com/jp)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

### 10. 保険会社へのお問い合わせ、苦情、事故受付等の連絡窓口

#### ●商品、事故受付に関する連絡窓口

- (1)ご契約時における商品内容・ご契約手続き等のお問い合わせ

パンフレット等に記載された取扱代理店あるいは弊社窓口までお問い合わせください。

- (2)事故が起こった場合のご連絡や保険金のご請求に関するお問い合わせ

事故受付ダイヤル:0120-011-313

(受付時間:年中無休24時間無料通話)

示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。  
なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われたりする場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### ●保険会社への苦情・要望等の連絡窓口

お客様サポートダイヤル:0120-550-385

(受付時間:土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～午後5時)

#### ●お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

弊社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人保険オンブズマン:03-5425-7963

(受付時間:土日、休日、年末年始等を除く 午前9時～12時、午後1時～5時)  
ホームページ: <http://www.hoken-ombs.or.jp>